

第3章 山麓町母子世帯の生活と自立支援の方向

—下町区調査と比較して—

はじめに

今回の調査の目的は、バブル経済崩壊以降長期化している、リストラ不況と社会福祉制度の改変という厳しい社会状況の中で、一般世帯所得の3分の1程度の所得で子育てと社会生活を両立させなければならない母子世帯の生活の現状に焦点を当て、その自立支援のあり方を検討することである。

調査研究では、「社会的不利が不利を呼ぶような状況」が具体的にどのような形で母子世帯問題として存在しているのか、その問題解決に当たって地域社会の課題は何か、どのような自立支援が必要とされているのかという点を明らかにしたいと考え、もっとも生活困難を抱えた生活保護利用母子世帯に焦点をあてて調査設計をしたが、一部生活保護経験者や生活保護を利用していない世帯も比較検討の素材として、調査対象に加えた。

調査に協力していただいた下町区は、首都圏の政令指定都市のなかにあつて、商工業の中小企業が集積し、職住近接による地域社会が部分的に残るいわゆる下町に位置する区部である。一方山麓町は北海道南部の山岳地帯の裾野に広がる田園地域であるが、支庁所在地であり人の交流と物流の拠点であると同時に、道内有数のスキー場を誇る観光地でもある。

このように社会経済状況が大きく異なる地域では、当然母子世帯の存在形態と地域支援のあり方も大いに異なるし、また山麓町では面接件数が少なかった上に、生活保護を現に利用している世帯の面接はわずか3世帯にとどまっているから、面接世帯の大部分が生活保護利用世帯であった下町区の調査対象とはかなり様相を異にしているといえる。

それにもかかわらず比較検討を試みようとするのは、このような違いがあるにもかかわらず母子世帯に共通する課題は何か、生活保護利用世帯の生活困難の根源にあるものは何かを明らかにしたいと思うからである。

下町調査結果はすでに別にまとめられているのでそれを参照したいが、『『社会的不利』の重層構造』という視点で分析した結果の概要は次のようなものであった。

- (1) 母親の状況で特徴的なことは、精神・神経症を含む健康障害が広く見られること、したがって不労の母親が多く、就労していてもパート就労が主である。就学歴を見ると、中卒・高校中退が7割を占めていて、このことが就労の不安定の遠因ともなっている。結婚年齢が20歳以下である場合や配偶者との2度以上の離別を経験している人も少なくない。
- (2) 母親の出身世帯の状況では、半数の母親が子ども時代に父母に離別を経験しており、また今日的な課題となっているドメスティック・バイオレンスがあったと答えた人が半数に上っている。また子ども時代に生活保護を受けていたとしたケースが3件、そのほかにも生活保護歴をうかがわせる世帯かなりあった。

- (3) 離別した夫の全体的傾向は、飲酒・暴力・不安定な就労による経済的困窮として特徴付けることができる。特に妻子に暴力を振るったと応えた世帯は約半数に達する。
- (4) 子どもについて特徴的なことは、中学段階になるとかなりの子供達は引きこもりや不登校の状態になっていることである。

これらの状況を踏まえて、山麓町の母子世帯調査の結果を見ていきたい。

1 調査結果の特徴

表1-2は、個人のプライバシー保護のため情報を簡略化しているが、全体としては母子世帯が被っている社会的不利をあらわしていると見ることができる。調査の不備で漏れている場合のあることに留意してみていただきたい。

(1) 本人の状況

1) 生活保護利用の有無

生活保護利用の状況を確認しておくとして、⑤、⑪、①は過去に利用したことがある世帯で、③、⑥は現在受給中の世帯であり、そのほかの5世帯は利用経験がないと答えている。

2) 年齢段階と子どもの年齢

今回調査に協力していただいた母子世帯の母親の年齢は、子育て中の世帯に限定したために30歳代後半から40歳代に集中している。しかしながら子どもの年齢は、すでに20歳代後半に達して他出しているものから乳児までかなり幅がある。

3) 結婚と出産

これは結婚と出産年齢によるものと見ることができるが、結婚年齢が20歳以下であった母親は、④、⑪であった。2度の結婚（同棲を含む）と離別を経験している母親は、①、③、⑥であり、③は1度目の結婚は16歳で、その年に出産も経験している。

4) 就学状況

就学状況では、中卒者は①、⑥で、①の母親は「中学1年のときだけ学校にまともに行ったが、2・3年はまともに行かなかった。悪がきで、警察に呼ばれたりして」と答えている。③の母親は、16歳で出産したため高校を中退している。

5) 健康と就労

持病や健康障害のため療養中の母親は、⑦、⑧、①、③、⑥の5人である。このうち⑦、⑧は就労しているが、その他の3人は就労していない。⑦の母親は、内部疾患による障害年金を受給しているがパートで働いており、⑧は持病を隠して働いているという。

⑧、②、④、⑤、⑪は正規雇用で社会保険にも加入していて、月収12~14万円位の

表1-2 山麓町聞き取り世帯一覧

No.	本人 年齢 代	子ども	本人 就労	結婚 年齢	離婚 年齢	生保 非生保	出身 道外U ターン	修学 地元定 時制	健康	親族等 親族経営先で就 労、家賃無	前夫 就労 建設関 係	飲酒 ?	DV ?	GB ?	債務 ?	本人 両親 ?
10	40歳 代	長女小5、 長男中3、 長男中3、 長女高1、長 男中2、	就労 店員	24歳 で	39歳	非生保	道外U ターン	地元農 高	健康	親族経営先で就 労、家賃無	建設関 係	?	?	?	?	?
7	30歳 代	長男中3、 長女高1、長 男中2、	パート、7・8 万	24歳	27歳	非生保	地元	地元農 高	障基年金 17万、 現在持病 あり	母近隣在住、公住 1,500円、風呂無	板金塗 装	非飲酒	暴力あ り			DVうけ た
8	40歳 代	次女高1、長 男中2、	介助正職、長 12~14万	23歳 夫の 両親	41歳	非生保	道内J ターン	高卒専 門校	健康	妹の家間借り(家賃 3万)	配管手 伝い	あり		賭け 麻雀		
2	40歳 代	長男高3、長 女高1	嘱託社員 (社保あり) 13万円	22、 夫32	32歳、 住宅 有	非生保、就 保、就 学援	地元、両 親健在	地元高 校?	健康	家は慰謝料として	板金工	あり				
4	40歳 代	長女22パー ト、次女農高 2、	レジパート、 12万、有社 保	20、夫 20、同 級生	37歳	非生保	地元、両 親年金 生活	地元農 高	健康	隣家の両親の家で 家賃6千円、	飲料水 営業職	なし	なし	なし?	遊興 借金	
5	30歳 代	長女小6	介護職、へ ルパー2級	22、夫 27、	33歳	受給 歴あり	道内U ターン	地元農 高	健康	夜勤時など両親の 協力あり	自衛官	酒乱	あり	パチ ンコ	400万 円位	父母間 暴力
11	50歳 代	三男高1、長 男28	事務員、22 万円、社保	20、夫 22	2度再 婚・離	受給 歴あり	道内J ターン、 道内	高卒	健康	長男の大学進学時 夫の実家から援助	自営な ど	依存 症	なし	なし?	なし	
1	40歳 代	男子2歳2ヶ月	現在不労	2度結 婚	39歳	受給 歴あり	道内	中卒	胃炎	いとこと同居、	建設会 社社員	2人 とも あり	2こと もあり			
3	30歳 代	高校1年	現在不労	2度結 婚	20歳、 25歳で	現在 受給 中	道内U ターン、 道内	高校中 退	下肢手術	母親地元にいるが 支援は受けなかつ た			①寛 せい 剤、②			母子家 庭
6	30歳 代	長男中1、長 女5歳、次女2 歳	現在不労	2度結 婚	現在 離婚 調停	現在 受給 中	道内U ターン、 道内	地元中 卒	ぎっくり 腰、	父親が近隣にいる が生保受給してい た	出稼 ぎ、		あり			母子世 帯

人が多い。職種としてはスーパー職員、小売店員、介護職員などであり、小売店員の母親は月収 22～23 万円と答えている。

6) 親族・地域との関係

⑧、⑩は、近隣町村の出身者であり、結婚や就労で山麓町にきたいわゆる J ターン組みであり、①は出身地が支庁外であるが親族が当地にいたために転入した事例である。そのほかの母親はいずれも地元出身者であり、⑩、⑤、③、⑥はいったん道内外に転出していた後、地元に戻ってきた U ターン組である。また⑦、②、④の母親は基本的に山麓町で生まれ育ち結婚をして、離別後子育てをしている地元定着組である。親族が就労や住居について便宜を図ってくれたケースが多く、また子どもの保育支援を受けた事例もある。しかし③、⑥の母親は U ターンをして地元に戻ってきたが、親族の支援をほとんど受けなかったと答えている。この 2 人とも実家が母子世帯であったことが影響しているのかもしれない。

(2) 前夫の状況

前夫の状況で目立つのは、夫が暴力を振るったと答えた世帯が 6 件にのぼることである。飲酒癖による暴力は 2 件にとどまっているが、しらふで暴力をふるうとか、子どもに暴力をふるうという事例が多い。

(3) 子どもの状況

乳幼児を抱えた母子世帯は 2 件であったが、いずれも不就労のため保育園を利用していない。義務教育就学中の子ども達のうち、子どもが引きこもりや不登校になっている（なったことがある）と答えた世帯は、1 件だけであった。またいじめなどの問題を抱えていると答えた母親はいなかった。

2 下町区の調査結果との比較

(1) 相違点の特徴

下町区の母親の就労状況は、健康障害もあり全体的に不安定・不規則なパートなどが多かったが、山麓町の母親の場合は、社会保険にも加入し正規に雇用されている場合が多い。さらに就学歴も、下町区の場合中卒・高校中退が多数を占めていたが、山麓町では、高校を卒業している母親が多数を占めている。この結果結婚年齢が 20 歳以下という低年齢結婚も少ない。

また山麓町の母子世帯の特徴でもっとも際立っている点は、地域社会と親族ネットワークとの関係が強い世帯が多く、就労や住居の確保などで具体的なサポートを受けている世帯が多いことである。下町区の場合も大都市圏には珍しく地元出身者が多く、親族との関係が強い世帯もあったが、地元や親族のサポートを受けていると認識している母親は殆どいなかった。

これらの相違は、もちろん地域社会のあり方の違いや山麓町の調査協力世帯に非生保世帯が多かったことが影響していることは間違いないが、就学・就労・住居の確保といった諸個人が社会生活を営んでいく上で基本的な条件が、大都市圏に比べると選択の幅は狭いものの地域社会に備わっているために、それが母子世帯の自立支援によい影響を与えていると見ることができる。

月収が12～14万円程度では、たとえ大都市圏に比べて物価が安いとしても、子育てをしながら生活を維持することはかなり苦労を要する水準と見なければならぬ。しかしながら月収は低くても社会保険に加入し、健康保険を利用できるとか、一定額のボーナスが期待できるということは生活の安定に欠かせないし、住居が公営住宅の利用も含めて大都市に比べてかなり安く確保できることも重要な要素である。

特にUターンで帰ってきたにしても、ずっと定着していたにしても、地域社会に親族のネットワークや知人友人のネットワークがあることは、母子世帯の自立にとって重要である。その場合これまでのように単に扶養するというだけでなく、就労や住宅確保などに関する情報の提供、便宜の供与などが大きいと思われる。

これらの点が、下町区調査と今回の調査における相違点に対する考察である。次にその共通点について検討する。

(2) 共通点の特徴

1) 生活保護世帯・経験世帯の共通性

下町区と山麓町調査は、その地域性も調査対象も異なっているにもかかわらず、きわめて類似したいくつかの共通点を見出すことができる。これらの共通点は、現に生活保護を利用している世帯(③、⑥)、保護を利用したことのある世帯(⑤、⑪、①)に集中している。

すなわち健康障害を抱え就労していない母親が多く、就学状況は中卒ないしは高校中退で就労し、低年齢結婚・出産を経験しているものも多い。2度の結婚と離別を経験している母親もこの世帯群に限られている。

地域社会との関係で見ると、①はもともと地域との関係はなかったが、たまたま山麓町にいたことがいたために、それを頼って転入したケースであり、⑪も結婚を契機に札幌から出身地と同じ支庁内の山麓町にJターンしたものである。③、⑥は地元出身でありUターンしたが、親族のサポートはなかった事例である。

2) 前夫および母親の出身世帯における共通性

前夫の状況に関しては、山麓町の調査ではあまり詳しく聞き取りをしていないため、情報に漏れや欠落があることを念頭において見ていただきたいが、それにもかかわらず家庭内暴力・子どもの虐待の多さが明らかであり、この点は下町調査の結果とよく一致している。しかもそれはアルコールやギャンブルと結びついている場合が多く、2度の離別を経験している母親では、両方から暴力を受けている場合がある。

さらに母親自身の出身過程で家庭内暴力があったと答えた世帯が 2 件あり、子ども時代に母子世帯を経験したケースも 2 件あるが、これらも下町区調査で明らかになったことと共通している。

小括

山麓町の調査結果は、下町区調査結果における考察と小括を補強するものといえる。

特に非保護世帯の現状は、母子世帯の自立支援のあり方に示唆を与えるものであり、そこにおける地域社会の果たす役割、地域福祉の担い手の課題を考察する手掛かりをあたえてくれた。下町区調査の小括と一部重複するが付け加えるべき課題を、以下箇条書き的に提起したい。

(1) 安定的な生活基盤を確立する

暴力をふるう前夫が多い状況を見れば、離別を選択することは問題でないどころか、むしろ母子にとって好ましい選択である場合が多い。問題は夫と離別したあとに、多くの母子世帯が安定した生活を維持しながら、その中で健全に子どもを育てる経済的・社会的条件に恵まれないという点にある。

男女雇用均等法の成立以来、女性の地位向上をめざす取組みは進みつつあるとはいえ、まだ賃金格差や待遇格差など解決すべき問題は山積していて一朝一夕には改善しない。

しかしながら山麓町の調査結果から言えることは、たとえ収入は一般水準から見て低い場合でも、社会保険に加入し一定額の賞与が支給されるような正規職員の場合、生活の安定度は格段に高まる。また母子世帯の場合、離別後の住居の確保はその後の生活のあり方を左右する問題であり、低家賃で比較的整備された公営住宅が地域社会に存在していると、これがその地域社会の住宅供給の基準となり、母子世帯の住宅確保が容易になる。この点も今回の調査である程度確認されたことである。

母子世帯の自立支援にとって最も重要なことは、こうした安定的な生活基盤を確立することにある。雇用や住宅確保にある程度の優先度を与えることをこれまで以上に検討されてよいことであるが、当面そのような情報が母子世帯に提供されるサポートシステムの強化が望まれる。この中には当然親族のネットワークも含まれることも今回の調査で確認されたが、ここでの課題はそのような親族のネットワークがなかったり機能しない場合に、それに代わるボランタリーなネットワークを地域社会のなかに構築することである。

こうした生活基盤の確保が困難な場合には、最後のセーフティネットである生活保護の活用を積極的に検討すべきであり、地域社会もそのことに理解を示す必要がある。子育てを担った母親と子どもを路頭に迷わせないようサポートすることが地域社会の最低限の義務である。

(2) 暴力の連鎖を断ち切る

母子世帯の形成過程で、早すぎる結婚・出産や結婚・離婚を何度も繰り返す事例がかなり多数にのぼるが、これらを道徳上の問題に解消すべきではない。私たちの調査結果によれば、母子世帯（特に生活保護を利用せざるを得ない母子世帯）の母親の多くは、自分の子ども時代と結婚生活の時代の2度にわたって両親や配偶者からの暴力にさらされる経験をしてきた。その中で自分自身もつい子どもに手を上げてしまう母親もいる。

すべてがそうではないであろうが、こうした暴力の連鎖から逃れたいという心情が、早すぎる結婚や出産、離婚を繰り返す要因のひとつと見ることができる。子どもの虐待を含めて、このような家庭内における暴力の連鎖を断ち切ることが、母子世帯の自立支援の一環として検討される必要がある。

(3) 地域のサポートネットワークをつくる

今回の地域調査を行って感じたことは、地域社会が支援を要する人々に関してどの程度理解しているか、また地域社会にどの程度そのような人々を支援するためのネットワークが作られているのかということが重要であるということである。

母子世帯の自立支援という場合、これまでも述べてきたとおり、仕事・所得・住宅といった生活基盤となる諸条件が適切に提供されることがまずなければならないし、その上に保育や子育ての支援のシステムを必要とする場合が多い。この中には頼りになる相談相手も含まれるが、こうしたものが地域社会に準備されていなければならない。

山麓町の母子世帯の場合、離別を契機にUターンやJターンといった地元ないし地元周辺に新たな生活の場を求めてきた母親が多かったが、その有力な理由は親族や知人・友人のツテで、住居や就職口を探そうとしたからに他ならない。親族、知人・友人のネットワークも私的なものではあるが、大切な社会資源である。

下町区の場合も地元出身の母親は少なくなかったが、親族同士の交流も殆どなく、こうしたネットワークを通じて仕事や住宅を確保した事例も殆どなかった。すでに指摘したとおり、母親の出身世帯が単親家族であったり、家庭内暴力にあった経験者が多い中で、信頼して支援を頼める親族がいないということなのであろう。

地域福祉の中でいま問われていることは、親族や知人・友人のネットワークがない人、うまく機能しない人々に対して、相談相手となり、どのようなサポートを希望しているのかを理解し、公的なサポートシステムにせよボランティアなものにせよ、地域社会の中にあるものを、自立支援のために有効に機能するようにネットワーキングすることである。

もちろん自立のためのニーズは多種多様で、ニーズを満たすためのサポートシステムが不十分であることもある。こうした場合当事者の実態を理解し、このような人々に寄り添い支援すると同時に、地域社会にあらたなサポートシステムを作るよう、公的機関や地域社会の世論に働きかけるネットワークづくりのキーマンが必要になる。

ボランティアでもNPOでもよいのであるが、民生委員児童委員がその一翼を担うならば、

地域に「社会的不利を被っている人々」をサポートするネットワークが構築され、共生社会に一步近づくことになる。

第4章 炭都市生活保護母子世帯の生活と自立支援

1 調査の方法

第1章でも触れたとおり、炭都市における聞き取り調査は、生活保護ケースワーカーから間接的に行なうという方法によって行なわれた。したがって事例の選定に関しても、就学前の子どもを含む世帯、義務教育就学段階の子どもを含む世帯、高校段階の子どもを含む世帯という、子どもの成長段階にバラエティを持たせていただくことを要望し、実施機関で選定していただいた。

聞き取り調査項目は以下のとおりである。

- (1) 世帯構成
- (2) 生活保護申請の経緯
- (3) 母親の健康・就労状況
- (4) 子どもの健康・就学状況
- (5) 生活保護受給前の生活状況
- (6) 離別のした前夫の状況
- (7) 処遇方針と自立支援計画
- (8) 世帯の解決すべき課題

2 聞き取り調査の結果

(1) 世帯と母親の状況

表1-3に見るように、聞き取りを行なった世帯数は14件であり、母親の年齢段階で見ると20歳代2件、30歳代5件、40歳代5件、50歳代2件である。就学前の子どものみの世帯は母親が20歳代の2件であり、高校就学以上の子どものみの世帯は3件であった。9件は就学前の子どもと義務教育就学段階の子どもの世帯や、高校就学を含む義務教育児のいる世帯であった。なお子どもが4人以上の世帯は4件あり、障害を持つ子どものいる世帯は3件あったが、重複している事例は1件である。

多子世帯事例

- 5人家族、母親40歳代（長女の介護のため不就労）、長女20歳代（重度障害）、次女20歳代（転職が多く現在求職中）、長男中3、三女中2
- 5人家族、母親30歳代（頸腕症の既往あるが、現在は就労中）、長女中2、次女中1、長男小6、次男小4、
- 5人家族、母親30歳代（いつも眠いといってあまり家事をしていない様子、長女が主婦代わりになって子どもの面倒を見ている）、長女高3、子4歳、子3歳、子0歳（長女以外の子どもの父親は不明）
- 7人家族、母親30歳代（前夫のストーカー行為におびえながらもパン屋の店員として就労中）、長男中1、長女小5（対人関係の問題が疑われる）、次男小3、次女・3男・4男保育園

障害をもつ子どものいる世帯事例は、上記の2例のほかに次の世帯である。

- 3人家族、母親20歳代（子どもの介護の為に不就労）長女5歳（自閉症）、長男4歳（発達遅滞）（家の中が乱雑

表1-3 炭都市の聞き取り調査世帯一覧

No.	年齢	世帯構成	健康	就労	住居	生活保護	その他
1	22	母+乳児	神経症	なし	民営	04・05	
2	29	母+養護+4*	良?	なし	一	03・08	障害児介護
3	35	母+中2+小5+小3+保+保	良	パート	持家	02・11	
4	36	母+中1+小6	精神	不可	一	04・02	
5	36	母+小6+小4+保	良	求職中	一	03・12	
6	36	母+高3+4+3+0	内科	なし	民営	01・02	未婚子あり
7	38	母+中2+中1+小6+小4	整形	パート	民営	01・01	
8	41	母+中1+小5+小1	精神?	パート?	一	01・08	ネグレクト
9	43	母+中1	精神	求職中?	民営	04・01	
10	47	母+高3+高1	良	パート	県住	90・11	
11	48	母+中2	障害	なし	市住	94・09	
12	49	母+28*+25+中3+中2	良	なし	一	95・05	障害者介護
13	50	母+高2	既往症有	パート	持家	03・07	
14	52	母+高3+高1	難病の疑い	休職中	市住	04・08	

で、入浴回数が著しく少ないようで異臭がある)

母親の修学歴は、中卒者が5名、高校中退1名、高校卒業者2名、専門学校卒業者2名、短大中退1名、3名が不明である。高校卒業者はいずれも職業科の出身である。

また子どもの父親が不詳の未婚の母が1名おり、また現状は母子世帯であるが「偽装」離婚が疑われ、離婚後も前夫との間に子どもをもうけたために児童扶養手当の資格喪失している母親が1名いる。

- 母親50歳代、80年5月に夫行方不明になり、本人も体調不調で働くことができないために保護申請・開始し離婚手続きもしたが、その後夫がひそかに同居をしていて、2子をもうけたため、児童扶養手当の受給停止となり、生活保護も廃止された。その後乳がんが再発し03年7月から生活保護を再受給することになったが、現在も自分名義の自動車を知人の名義に変更したにもかかわらず運転していることがあったり、パチンコ店で目撃されたりしており、問題行動が多い。

(2) 母親の健康と就労の状況

現在病気療養中の母親は7名であり、うつ症状のあるものが3名、頸腕症候群2名、難病が疑われるもの3名で、このうち1名はうつ症状を併発している事例である。母親自身の健康にとりわけ問題のない事例は7件であるが、このうち特に疾患はないが生活が不規則で精神的な傷病の疑われる事例が1件、喘息の既往症と乳がんの摘出経験を持つ事例が1件あり、健康な母親は5名であった。このうち2名の母親は、重度障害の子どもを介護している事例と2名の発達に遅れが見られる子どもの介護をおこなっている事例であった。

- 母親が、何ということなしに夜更かしをして朝起きれないために、子ども達も母親に引きずられて生活が不規則になっていて、台所も片付かず生活が崩壊している状態にある。本人は健康に問題がないといっているが、精神的に不安定であるように思われる。(40歳代)
- 頸腕症候群による脊柱障害があり、上肢の可動域が制限され、現在は療養に専念する他ない(40歳代)
- 28歳の長女が重度の脳性マヒであるが、母親は障害者施設の利用については拒否的で、あくまでも母親を中心として家族で介護をしたいということで、介護に専念するため就労できない状況にある。(40歳代)

あとの3名の母親はいずれもパートであるが就労をしており、このほかに既往症を持つ母親も現在就労をしている。

- 頸腕症候群による痛みと不眠があり、01年10月に働くことができず生活保護の申請があり開始された事例であるが、02年春から症状はあるが建設業のパートとして月のうち半分ほど就労している。(30歳代)
- 若い頃から喘息があった。03年7月に乳がんの再手術のため入院したが、現在は軽快して飲み屋の手伝いをしている。(50歳代)

就労している母親の就労状況は、月20日間7時間の公社パート勤務で月収9万円のものももっとも高条件の就労であり、あとは15日間6時間の建設事務パートで月収6万円弱、22日間4時間のパン屋店員パートで6万円、15日4時間の飲み屋手伝いで3万5千円であった。時給換算すると600円弱～660円前後と著しく低額なパート就労であることがわかる。

母親の就労経験に関しては、地元企業に正規雇用で20年前後就労していた経験を持つものが2名いるが、現在は一人は頸腕症候群で、他方は肝炎とうつ症状の治療中で就労は困難な状況にある。このほかの母親は清掃パート、保険外交、スーパー店員、建設現場まかない、スナック店員など、不規則就労の経験しかないものが多い。

(3) 生活保護申請の経緯

病気が直接の原因で申請に至った世帯が6件、育児や介護の為に就労することができず困窮して申請に至った世帯が3件、仕送りが途絶えた上に保育の必要な子どもがいるために働くことができず申請した世帯が3件、離婚による転入後、求職したが仕事がなく困窮して申請した世帯2件であった。

病気が原因で生活保護を受給するに至った世帯の中には、病気で休職し、蓄えや傷病手当金でしばらくは生活維持していたが、それも尽きてしまい申請に至った世帯もあれば、保険外交中に過呼吸症で救急入院したり、乳がんの再発で入院したが医療費の支払にも困るため直ちに申請して受給した世帯もある。

転入世帯の事例は次の通りである。

- 90年に夫の債務が原因で離婚し、一時的に隣接市町村の母親の実家に身を寄せたが、子ども3人と同居生活できる状態でないために、県営住宅の申し込みをした。同年9月に炭都市の住宅に入居が決まったため転入したが、すぐに就労先が見つからず保護申請に至った。
- 01年8月に前夫の借金と暴力から逃れるために、炭都市で生活保護を受給していた実家に一時身を寄せたが、親と同居している兄弟2名がうつ病で療養しているために、世帯を分離して保護をした。中1の長男をはじめ3人の子どもがいるが、母親は家事や子育てをネグレクトして、3人とも不登校気味で、母親の精神障害が疑われる事例である。

(4) 子どもの健康・就学状況

就学前の子どもだけの世帯は2件、義務教育段階の子ども（就学前の子どもも含む）のいる世帯7件、高校段階の子どもだけの世帯3件で、他の2件は母親と成人の子ども（一人は重度障害者）と義務教育の子どもの世帯、母親と高校3年生と就学前の子ども3人の世帯であった。

高校3年生は3名おり、そのうち1名は大学合格が内定していて奨学金で学費を賄う予定である。他の2名の進路については、現在のところ把握できていない。

また中学3年生は1名いるが、進路問題で学費捻出が難しく本人が「あれて」一時不登校になりかけたことがある。

障害や病気の子どものは、5人家族の長女28歳が重度脳性マヒの世帯、母親がネグレクトの傾向があり、3人の子供たちが不登校気味で、小学1年の次男が喘息と発達遅滞が認められる世帯、子どもの2人のうち長女5歳が自閉症、長男4歳が発達遅滞のある世帯、この他子どもが喘息で治療中や入院歴のある子どもを含む世帯が3件ある。3人兄弟の次男（小

4) が、原因不明の腹痛で週 2 回通院している事例がある。

多子世帯の場合などで、生活保護担当ケースワーカーが子どもの状況について個別に把握できない事例がある反面、高校 2 年生で将来的にパティシエを目指したいので専門学校に進学したいという希望や、中学 2 年生の子どもの進路に関して高校を希望していることを把握している例などもある。

(5) 生活保護受給前の生活状況

母親の出身家族の状況がある程度把握できている世帯は 10 件である。そのうち母子世帯で育った母親は 2 名、父子世帯で育った者が 1 名おり、また子ども時代に生活保護を受けていた世帯は 2 件で、うち 1 件は、出身世帯が母子世帯で、現在も隣接市町村で兄がうつ病、妹が 17 歳で離婚して 0 歳の子どもを連れて実家に戻っており、生活保護を継続していると思われる世帯である。他の事例は父親が脳梗塞で療養していて就労することが出ず生活保護を受給していた世帯である。この他にも実家が現在生活保護を受給している事例として、兄弟 2 名がともにうつ病で療養している世帯と、母親が単身で生活保護を受けて老人ホームに入所している世帯がある。

(6) 結婚と離別、夫の状況

10 代から 20 代の初期に結婚した母親は 6 名、それ以外の 20 代での結婚が 3 名、30 歳以降に結婚した母親が 3 名、2 名については結婚年齢が不明であった。比較的早い結婚をした事例は次の通りである。

- 中卒後 18 歳で長男を出産、その後 19 歳、24 歳で出産したが、夫の暴力と付きまといがあり、93 年に離婚した。その時長女以外の 2 子は父親が引き取ることになり、長女を連れて建設現場のまかないやスナック従業員などを生計を維持していた。00 年、01 年に父親不祥の子どもを相次いで出産し、就労できないために生活保護を受給した。その後 04 年にも父親不祥の子どもを出産している。母親はバセドー氏病の疑いがあり治療しているが、いつも眠いと言って家事をほとんどやらず、通常の家事は高校 3 年の長女が母親に代わって行っている。(30 代)
- 本人は父子世帯の一人っ子として育ち、職業高校を卒業後働いていたが、21 歳で結婚し同時に長男を出産した。その後 3 男 2 女を次々に出産し、子ども 6 人の多子世帯となった。02 年 11 月の家庭内暴力が原因で離婚、退職活動をしたがすぐには就労先が見つからず生活保護申請に至った。離婚後前夫のストーカー行為があり、母親は恐怖心を抱いていて、現在パート就労をしているが常に警戒している状況にある。
- 本人は母子世帯で育ったが、実家には母親とうつ病の兄、17 歳で 0 歳児を抱えて離婚した妹が生活保護を受けて生活している。本人は中卒後 17 歳で結婚し、一子をもうけた。夫の実家で両親と同居していたが折り合いが悪く、03 年 11 月離婚して地元に戻ってきた。04 年 5 月まで前夫からの仕送りがあったが、その後音信不通になり、生活費に困窮し、また神経性胃炎の治療も必要なため生活保護を申請し受給するに至った。(20 歳代)
- 本人中卒後就労していたが 20 歳前後で結婚、21 歳のとき長女を出産するが重度の脳性マヒがあった。その後 1 男、2 女をもうけたが、夫のギャンブルの借金がかさみ 95 年 6 月に離婚したが、長女の介護のために就労することができず生活に困窮し生活保護を申請受給するに至った。

8 処遇方針と自立支援計画

生活保護ケースワーカーの生活保護母子世帯の自立計画に関して、当面の処遇方針とそのための解決課題について聞き取りを行なったところ、脊柱障害があり稼働が困難な事例と就学前の子どもが二人とも発達障害がありその介護と育児に専念させるほかない事例、乳児を抱えているにもかかわらず母親自身が大人になりきれていないと思われる事例を除いて、ほとんどの事例に関しては、母親ないし子どもの就労による自立が処遇方針の根幹になっている。

しかしながらすでにパート就労をしている世帯の場合、就労収入の増加が課題となるが、雇用側の事情でこれ以上就労日数・時間を増やすことが困難である場合やたとえ収入の増加が見込めたとしても、多子世帯のためその需要を満たすほどの増加は不可能である事例などが多い。

また先に見たように対象となった世帯の母親の健康状態が良くない世帯の事例は、母親の病気が就労の妨げになっており、事実上病気の回復を待つて就労指導を行なうという処遇方針が示されている。

これら母親の就労による収入の獲得や増加によって生活を立て直すことは、本人の年齢や健康などの条件とともに、地域の雇用情勢などから見てかなり難しいと考えざるを得ない。

したがってこれらの世帯の場合、生活保護からの離脱ということが当面難しいかもしれないが、生活保護を受けながらも生活を再建するための諸準備を計画的に行なうことが、自立支援の一助になると思われ、そのような視点でのきめ細かい処遇方針が求められているといえる。

現実的な生活保護からの脱却が見込まれる世帯の類型としては、①扶養すべき子どもがひとりだけであり、母親の就労がパートで収入が低い水準であったとしても、児童扶養手当と合算して何とか生活保護水準を上回る生活を維持することが可能になる世帯、②子どもの高校卒業による就労が見込まれる世帯、がある。

まず①の類型の世帯の場合、住宅費などを極力安い水準の公営住宅にするとか、子どもの教育費について就学援助制度の活用を図るなど支出を抑えるなどの方策が合わせて検討される必要があるだろう。

この類型に該当する世帯は4件あるが、そのうちの第1事例は、先に示した17歳で子どもを出産し、育児の方法や消費生活の維持などに関しても未熟で、子どもの保育所利用などは、育児支援として検討されてしかるべき出はあるが、すぐに就労に結びつけるのは難しい事例である。

第2事例は、中学1年生の子どもとの二人暮らしであるが、母親は豊富な就労経験を有しているが、精神的な疾患で療養が必要であり、就労に結びつけるためには症状の安定などの課題の改善が先決である。

第3事例も、先に示した脊柱障害で稼働能力が著しく制限されていて、中学2年の子ども

もとしばらくは生活保護による生活の維持が必要な事例である。

第4事例は、県立高校に通う次女と二人暮らしで母親は月3万5千円程度のアルバイト収入しかない事例であるが、次女は高校卒業後専門学校への進学を希望しており、洋菓子職人を目指したいとしている事例である。多少長期的な見通しの下で自立を図っていく世帯であろう。

以上のように、扶養している子どもの数が少ないために、ある程度の収入の増加が見込まれるならば、生活保護から脱却が可能となるような世帯であっても、見たとおりの困難が横たわっており、自立支援はそれほど簡単ではない。

では②のタイプの世帯ではどうであろうか。このタイプの世帯としては、高校3年生のいる世帯が3世帯ある。その内の第1事例は、3人家族の長男の大学入学が内定しており、当面は世帯分離などが検討される生活保護は継続するかもしれないが、長期的に見れば自立可能なケースである。

また第2事例は、高校3年の次女と高校1年の三女の3人世帯で、母親が月9万円程度のパート収入があり、子ども達の卒業と就職によって自立の可能性がある世帯である。

しかしながらこのタイプの第3事例は、高校3年生の三女の下に、未婚の母の就学前の子どもが3人いる世帯で、三女が乳幼児の母親代わりをつとめるような世帯であり、たとえ三女が高校を卒業して就労したとしても、それによって生活保護から脱却することは難しい事例である。

このようなタイプの自立を考える場合、高校3年生の子どもの自立と世帯の自立を、分けて考える必要があるように思われる。高校を卒業し就労すること自体、その子どもの自立にとって非常に重要なことである。いわゆるパラサイトシングルや「ニート」と呼ばれる若者の就労に関するモラトリアム現象が社会問題化する今日の社会状況の下で、生活保護母子世帯という就学や就職にとって社会的に不利な立場にある世帯に育ちながらも、高校を卒業し就職ができるということが、その子どもの社会的自立の第一歩であり、家族員に希望を与えるものであろう。

高校を卒業して就労を始めた子どもに、直ちに出身世帯の生活保護からの脱却という課題を負わせるのは得策ではない。回り道のようなあっても、その子どもの社会的自立が確かなものになるようにすることが長期的に見れば、その世帯の自立に何らかの糧になるに違いない。個々人の自立のないところに世帯や家族の自立もないからである。

第5章 社会的不利の重層構造と自立支援の方向

はじめに

下町区、山麓町、炭都市の3地域における生活困難母子世帯調査結果によれば、地域社会の違いにもかかわらず、こうした世帯の形成過程と自立支援の課題には共通点が多い。生活保護母子世帯の母親に典型的にみられるように、子ども時代からさまざまな困難や不利が覆いかぶさるようにたちあられ、それから逃れるようにして、義務教育修了や退学など早い段階での就学の切り上げ、「窮迫的な」就労、早い結婚と出産などがこうした世帯を特徴付けている。したがって夫との離別は、それまでの生活困難を一層深刻にするのであり、離別して初めて生活困難が現れるわけではない。

したがって次の吉浦論文では、アディクションからの脱却という文脈で生活困難世帯の自立支援を検討するならば、離婚することや生活保護を利用することがアディクションを克服し、社会的自立を獲得するプロセスとして把握することを提案しているが、本稿のまとめとしては、生活困難母子世帯の置かれている現実をどのように理解し、自立支援の方向を見定めるべきかを整理する。

1 社会的不利の重層化とその基底

すでに見たとおりほとんどの生活保護母子世帯は、ここでいう「社会的不利」と見なされる事由を複数抱えている。その組み合わせは様ではなく、したがって社会的不利の相も質的に異なったものとなっている。しかしながら往々にしてこうした個人や世帯に対する自立支援を行なおうとする側では、「多問題家族」ないしは「多問題世帯」という類型でくくり、自立が難しく支援の方策が定めにくいケースとして扱われがちである。このように抱えている課題を同質的に見て、ただその解決課題の多さだけに目を奪われていると、自立支援の方向はなかなか見えてこないように思われる。

重要なことは、重視して取り組まなければならない課題は何かを見定め、中・長期的な展開も視野に入れながら、当事者とともに自立の具体的手順を検討していくことが大切である。そのような視点で見ると、問題は錯綜し、みな異なる生活課題に直面しているように見えるが、共通する部分も少なくないことがわかる。

しかもこれら共通する点は、世帯の生活課題の形成にとってかなり基底的な事柄であり、それらの問題の解決を探る取り組みが、安定的な自立支援の方向性を見出すための前提になるように思われる。

第1には母親自身の育ちにかかわる問題として、出身家族における単親世帯の多さがある。その原因等についてはもう少し慎重な分析を要するが、自分の父親の飲酒、就労の不安定さなどさまざまな要因があったであろうが、調査世帯のほとんどすべてで自分の両親の夫婦仲の悪さを上げている。両親のどちらかが家を空けることが多い家庭で、やがて両親が離婚し父子世帯ないし母子世帯で思春期を過ごすことになる。若者にとって決して居

心地のよくない家庭からの離脱は、中学卒業と同時の就職（集団就職者2名を含む）、高校に進学しても途中で中退してアルバイトなどでの自活しようとする方向で模索される。

その中で、（今回の調査報告では十分精査していないために今後の検討課題としなければならないことではあるが）母親自身、出身世帯から他出して以来離婚して現在に至るまで、安定した居住環境を含めていわゆる「居場所」というものに恵まれていなかったように見える。したがってそれは、母親と生活を共にする子どもたちにも当てはまることである。

第2に、中卒就職者と高校中退者が調査世帯の4分の3を占めることの意味は重いと考えなければならない。調査世帯の中で現在就労している母親は決して多くはないが、その中でさえもパートあれアルバイトであれ、ある程度安定的な就労によって一定の収入を得られる事務的な業務についているものは、ここでは少数派の高卒の母親である。高校進学率が95%を維持し、進学者の90%近くは卒業する現状の中で、中卒と高校中退者はマイノリティな存在であるが、それ以上に安定的な就労機会からほとんど排除された存在となる。子どもの父親となる夫も、根底的なところでは共通した基盤に立っている。

第3に、20歳以下で結婚した母親の多くが、妊娠していることに気がつき結婚をするという経過をたどっているが、居心地の悪かった出身家庭からの離脱がかなり大きな要因になっているものと思われる。

しかしながら、子どもの誕生を迎える家庭の基盤が、安定的な就労による家計の形成とゆとりを持って子育てに取り組めるだけの夫婦の成熟という点で不安定であるために、経済的・精神的な小さな亀裂が次第に拡大し、とくに夫の側におけるアルコール・ギャンブル・異性などへの依存、借金の増加などによって生活の破綻、夫婦関係の解体が一気に進むことになる。

調査を通して生活保護母子世帯の形成を最大公約数的に表現すると以上のようにいえると思うが、これらの傾向の基底をなして、自立支援を考える場合避けて通れない課題として、安定的な「居場所」を確保する問題、語弊を恐れずにいえば「低学歴」に伴う不安定な生活基盤の問題、そして家庭内暴力の問題がある

「低学歴」と家庭内暴力の連鎖を断ち切り、住宅条件を含む近隣・親族、地域社会における安定的な「居場所」を確保することにつながる自立支援の方向が、いま求められているといえる。

2 「低学歴」連鎖とそれを打破するための取り組みの必要性

母親と父親の「低学歴」と受けてきた暴力の問題は、いかんともしい難いことであるが、その連鎖を断ち切ることができるかどうか、世代的な貧困の再生産を阻止しうるかどうかの鍵であることは間違いない。今回の聞き取り調査の中で、こうした課題に対するヒントとなるような取り組みが見られる事例を紹介してみたい。

生活保護を受給する母子世帯の親と子どもたちに「低学歴」の傾向が強いことを指摘したが、世帯が生活保護を受けながらも、子どもが世帯分離によって大学に通学している例

がないわけではない。今回調査に協力してくれた世帯の中でも、下町区で2つのアルバイトをこなし奨学金の貸与を受けて大学に通学する学生がいる世帯があり、また炭都市では大学に合格が内定し奨学金などによって進学する方向で準備している世帯があった。子ども自身の自立と世帯の自立にとってもプラスになるという判断で世帯分離をして保護に必要な世帯員の保護を引き続き行なっているが、このような運用は「低学歴」の連鎖を断ち切る積極的な方向であり、もっと他の福祉事務所などでも活用されてよい方法である。

しかし今回の調査において子どもの教育に関わる問題の焦点は、いかにして高校卒業までこぎつけることができるかという点にある。バブル経済の破綻と大規模なリストラによる長期不況化の下では、高校卒業者の新規就職率の低下が深刻な問題となっているが、それにもかかわらず高校卒業生と中学卒業生・高校中退生とでは、安定的な就労へのアクセスがまったく違うことに留意する必要がある。

中学卒業後、職人的技術や芸術的能力を伸ばすことによって立派に自立している人々がないわけではないが、今回の調査対象となった世帯の子ども達の多くは、中学や高校の就学そのものが不登校などによって不定期・不安定な状況にあり、就学そのものに対する他者の支援を必要とする段階にあり、「袋小路的就労」に迷い込まないためにも「袋小路的就学」では、貧困の再生産を阻止する手掛かりを得ることはできないのである。

第2部の野村論文で詳しい調査と分析がなされているが、下町区には生活困難世帯の子ども達の学習支援ボランティアが組織されており、不登校や学習不振の子ども達をサポートしているが、本調査の中でも学習ボランティアグループの学習会につなげようとするケースワーカーの努力について話してくれた母親がおり、現に学校には通学できていないが学習会に参加している中学生も数名いた。

不登校の原因は多岐わたるものと思われるが、不登校の原因か結果はともかく共通していることは、学力不振が根底にあることである。高校進学率が95%に達している状況にあって、高校を卒業することは最低限の社会的パスポートになっており、通学する意欲がないからといって放置しておける問題ではない。

調査世帯を担当しているケースワーカー達が、不登校の子どもたちでも高校進学したいという気持ちを持っていることに着目をし、学習ボランティアにつなげる取り組みをしている。この活動はすでに18年間の実績があるが、子ども達が自ら低い学歴から脱出しようとする学習支援活動に参加するのは、学歴が大事であることも多少はあるかもしれないが、何よりも学校や友人、地域社会はもとより家族からも遠ざけられている不登校の子ども達が、自分たちを無条件で見守ってくれる大人や学生ボランティアがいることに気がつくことから展開を始め、主体的に自らの進路を考えるようになることにある。

迂遠な方法のように見えるが「低学歴」の連鎖を断ち切る努力の方向は、子ども達が自分たちのことを受け止めてくれる大人や人間関係に気付くような取組みにあるように思われる。

3 家庭内暴力の世代継承と支援課題

母子家庭の母親は、子ども時代と結婚生活時代の2度にわたって暴力を受けている場合が少なくない。また子どもの中には母親ともども父親の暴力を受ける場合もある。さらに「自分がされたように、つい子どもに手を上げてしまう」と語っている母親もおり、また本人は自覚していないが子どもを放置し結果的に虐待をしている事例もかなりある。暴力や虐待は往々にして世代間で繰り返されることが多いといわれているが、子どもがこれ以上暴力にさらされないような支援のあり方を検討することは重要である。

今回の聞き取りを行った世帯のうち、母親が心的ストレスによって時々暴発する母親がいたが、この事例の場合、母親による父親と子どもに対する暴力が離別の直接的原因であった。2人の子どものうち、学齢期の子どもは父親と同居しており、もう一人の幼児は現在児童養護施設に入所中である。母親は在宅で生活保護を受けながら精神障害の治療を行っているが現在は安定した状態にあり、今回の聞き取り調査にも応じてくれたものである。

母親が子どもに暴力を振るったために、子どもを一時警察で保護し、その後児童相談所を経由して施設入所にいたったが、この間福祉事務所のケースワーカーは保健士と協力して、母親の一時入院、子どもの引き取り、施設入所などを行っている。

もしもこの世帯が生活保護を受けていなかったら、このような適切な措置が取られていたかどうかかわからない。児童虐待報道で特徴的なことは、事件性の高い児童虐待が行なわれた家庭は、報道されている事実だけから推測しても生活保護を必要としている程度の窮状にある世帯であるにもかかわらず、生活保護を受給していたことが確認できる事例はほとんどない。このような点を勘案すると、少なくともケースワーカーや民生委員児童委員などが事態の一部にでもかかわっていたならば、報道されたような「事件」に結びつかなかった可能性は否定できない。

とくに、児童虐待や家庭内暴力の発見の遅れに直結するとして、しばしば問題になる家庭内への立ち入りの拒否という問題を想起するとき、そのような家庭が生活保護を受けているかどうかはかなり重要な意味を持つてくる。

生活保護のケースワーカーは、生活保護世帯に立ち入り、生活の全体に対する支援・援助を行う職能からして、家族の様子について実地に観察し、話を聞くことができる立場にある。もちろんこのような立ち入り調査権は、犯罪捜査のそれとは基本的に異なるものであるが、家庭内で起こっている危機的な問題をいち早く発見し対処することが可能な権限を有しており、暴力の連鎖を断ち切る一助になる。

先に示した事例で明らかなように、福祉事務所ケースワーカーが、保健所の保健士や医療ケースワーカー、児童相談所職員、民生委員児童委員、教員、警察官などさまざまな職種の人々と連携し、協力して適切な対処がなされるならば、暴力の直接の原因にまで働きかけることができ、親子とも落ち着いた生活を取り戻し、自立の可能性を探ることもできるようになる。

4 社会的孤立と「居場所」づくり

下町区の場合、首都圏にありながら比較的土壌、住宅の価格が安い地域があること、公営住宅がかなり区内にある上に、新たに開発された地域に民間集合住宅が林立したことなどによって、賃貸住宅の家賃・権利金・敷金などが首都圏他地域に比べると安く、住宅供給が安定している地域が多い。また山麓町や炭都市も過疎対策や地域振興の観点から公営住宅の割合が高く、母子世帯化する時に往々にして問題となる住宅問題がある程度緩和されている地域といえる。したがって母子世帯が集まり易いという面もあるかもしれない。

今回訪問した母子世帯の住宅環境は、比較的よい場合が多かったが、それはこのような地域的な特性とともに、ケースワーカーや民生委員の努力や協力による面が少なくないと感じられた。たとえば下町区の事例のように、民生委員が管理を任されている住宅を、住宅扶助（特別基準）の範囲内に家賃を設定してもらい市価より安く提供を受けている例や福祉事務所から紹介を受けて住宅扶助基準の範囲内で、敷金・権利金、家賃などを設定してもらった事例などである。

母子世帯化は居住の不安定化のプロセスでもあるから、安定した住居の確保は、母子世帯の「居場所」を確保する上で前提的な課題であり、かつ重要な要素である。しかも母子世帯の場合、異性の子どもたちとの生活をする場としての住宅の確保でなければならないから、大人だけ世帯の場合に比べて住宅の持つ意味は大きい。さらに生活保護受給の場合、住宅扶助基準の枠内で住宅を探し確保しなければならないから、ケースワーカーや民生委員の援助や協力があれば、基準の範囲内でこうした条件を満たす住宅の確保がしやすいことは言うまでもない。

次に母子世帯ことに生活保護を受給している母子世帯は、同程度の生活水準にある世帯から冷たい視線を浴びせられたり、中傷やねたみによる投書のターゲットにされやすいため、家に引きこもり勝ちになるといった社会的孤立の問題がある。暴力を振るう夫や債務の履行を迫る業者などの目を逃れるために、雨戸も閉めて息を潜めるように生活してきたという事例もあった。また親族の関係も疎遠になっている場合が多かった。

今回聞き取りをした母子世帯では、健康上の理由や育児で就労していない母親がどの地域でも過半数を占めてるが、就労できないということは生活困窮の原因であるとともに、社会的な「居場所」を失うことでもある。私たちは仕事を通じて社会に貢献するとともに、社会的交流の輪の中に入って行く。仕事仲間に代わる交流の関係が築けなければ「居場所」のスペースはいっそう狭まってしまう。

通常子どもとともに暮らす家族は、子どもを通じての近隣や学校・保育園での親同士の交流がしやすいが、すでに見たように子どもが不登校であったり引きこもり状態にある場合は、子どもといることがむしろ「母子カプセル化」を促進し、社会的孤立に拍車をかける場合もある。また生活保護費という限られた収入源であるために、家計が逼迫しているなど経済的な事情で、交流や付き合いを手控える場合もあるだろう。

このように生活保護母子世帯を取り巻く環境は、地域に親子ともども「居場所」を確保